

独占禁止法遵守のための営業行動指針

当社は、独占禁止法を遵守し、公正かつ自由な事業活動を行うための営業行動指針を以下に定める。

1. 営業行動指針について

健全な営業活動を推進するために、営業に携わる全ての役員および社員はこの営業行動指針を十分に理解し、関係法規を遵守するとともに、次のことを基本とする本指針の精神に則り営業活動を行うよう心がけなければならない。

- (1) 独占禁止法およびその他の法令を遵守し、公正かつ自由な競争原理に基づいて営業活動を行うこと。
- (2) 官公庁等を対象とする営業活動にあたっては、特に国家公務員倫理法（平成 11 年 8 月 13 日法律第 129 号）に基づく国家公務員倫理規程（平成 12 年 3 月 28 日政令第 101 号）、各地方公共団体等が定める公務員倫理関連規定等並びに官製談合防止法（平成 14 年 7 月 31 日法律第 101 号）を理解し、常に社会的良識に反することのないよう節度ある行動を心がけること。

2. 入札業務管理体制について

入札業務にあたっては、独占禁止法を遵守し、社内諸規定にしたがい、次の手続きにより実施する。

- (1) 入札業務に関連して、次の行為は一切行わないこと。
 - ① 公募・公示・指名において業者間で受注者を決定するような行為。
 - ② 公募・公示・指名におけるメンバーの情報収集およびこれの協力。
 - ③ 公募・公示・指名物件についての受注意欲の情報収集およびこれの協力。
 - ④ 公募・公示・指名物件についての見積価格、入札価格の漏洩。
- (2) 応札の可否は、設計書、発注仕様書並びに発注者情報等の資料を基に、営業責任者と技術部署責任者で協議し、支社長、事業部長の承認を得る。
- (3) 応札する場合は、上記資料に基づく積算書を営業部門と技術部門で作成する。
- (4) 入札価格（下限額）は、営業責任者と技術部署責任者で協議し、支社長、事業部長の承認を得る。
- (5) 営業責任者は、決定した入札価格および応札方法を入札者に指示する。
- (6) 入札者は、入札終了後その結果を速やかに営業責任者に報告する。

3. 監督および監視体制について

営業責任者は、日常の営業活動において独占禁止法等の法令が遵守されているかどうかを確認し、営業担当者の指導、監督を行う。

コンプライアンス室長は、入札業務等の実施状況の監視を行い、定期的に社内監査を実施し、その結果を社長に報告する。

なお、是正・改善の必要があれば指示・指導を行う。

4. 教育および研修について

独占禁止法の遵守並びに違法行為の未然防止のための教育および研修を、下記のとおり実施する。

- (1) 社外研修 (社) 全国上下水道コンサルタント協会あるいは他の団体が実施する講習会等に担当役員、営業責任者を受講させ、情報、資料等の収集を行うとともに社内での啓発活動に活用する。
- (2) 社内研修 役員、営業責任者、営業担当者を対象に外部講師による研修を適宜実施する。
- (3) 日常研修 独占禁止法の遵守については、日常の営業会議等において、営業担当者を対象に継続的に啓発を行う。

5. 社内相談体制について

日常の営業活動や入札業務に関連して、独占禁止法に違反する行為か否かを迷ったり、不明な点が生じた場合は、コンプライアンス室へ相談し、指導、助言を受けるものとする。

6. 違反に対する処分等について

独占禁止法に違反し、著しく社の信用を損ねあるいは損害を与えた場合は、役員にあっては役員会において、その他の社員にあっては就業規則等の社内規定に従い厳正な処分を行う。

以上

制定平成 12 年 5 月 12 日

改定平成 18 年 5 月 01 日